

令和8年1月1日現在(前月比) 人口/242,618人(-127) 男/115,467人(-81) 女/127,151人(-46) 世帯数/122,695世帯(-39) 面積/191.52km²

「どの運転大丈夫?」 自転車にも「青切符」!

令和8年4月1日からスタート ※16歳以上が対象

令和8年4月1日から、16歳以上の自転車利用者による一定の交通違反に、「青切符(交通反則通告制度)」が導入されます。自転車の交通ルールが変わるものではなく、これまで禁止されていた行為への対応が強化されます。自転車は法律上「車の仲間」。正しいルールを知り、安全な運転を心がけましょう。

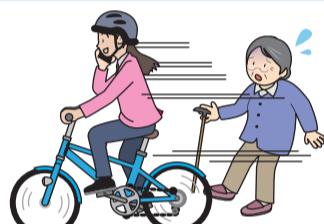
「青切符」とは?

一定の交通違反をしたときに交付されるもので、反則金を納めることで刑事手続きを受けずに済む制度です。自転車も対象になります。



自転車の主な交通違反

携帯電話使用運転(ながら運転)



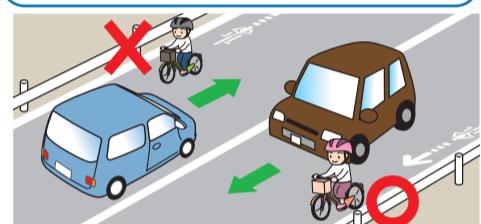
反則金: 12,000円

並進(横並び)走行



反則金: 3,000円

右側通行(逆走)



反則金: 6,000円

信号無視



反則金: 6,000円

一時不停止



反則金: 5,000円

イヤホン着用・傘差し運転



反則金: 5,000円

自転車の正しい交通ルール

走り方の基本

■自転車は車道を通行する

車道と歩道が分かれている道路では、自転車は車両のため、原則として、車道を通行します。

●自転車が歩道を通行できる場合

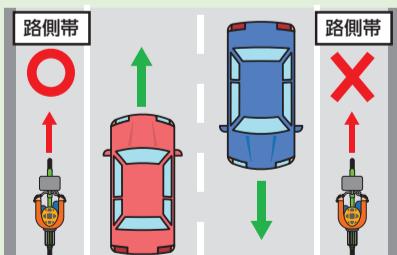
- ①道路標識などで自転車が歩道を通行することができるとしている場合
- ②13歳未満の子どもや70歳以上の人、体の不自由な人が運転する場合
- ③車道の交通量が多い、道幅が狭いなど、車道を通るのが危険でやむを得ない場合

■車道は左側を通行する

自転車は、道路の左側端に寄って通行します。右側通行は逆走となり、通行区分違反(反則行為)です。路側帯(歩道のない道路の白線で区切られた部分)を通行する場合も、左側を通行します。

■歩道は歩行者を優先する

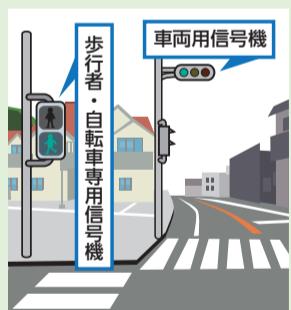
歩道を通行できる場合でも、車道寄りを徐行し、歩行者を優先します。歩行者の通行を妨げるおそれがあるときは、一時停止します。歩行者が多い場合は、自転車から降りて押して歩くと安全です。



■信号機や標識のルールを守る

・車道を通行するときは「車両用信号機」に従います。「歩行者・自転車専用信号機」が設置されている場合は、その表示に従います。

・信号機がなく、一時停止の標識がある場合は、停止線の手前で必ず一時停止し、左右の安全を確認します。



命を守るために

・ヘルメットをかぶる

自転車事故で亡くなる人の多くは頭部の損傷が原因です。

・夜間はライトを点灯

自分の存在を周囲に知らせ、事故を防ぎます。

・飲酒運転は禁止

身体機能が低下し、判断が遅くなり事故の危険が高まります。

・自転車保険に加入

他人にケガをさせたり、物を壊したときに備えましょう。

損傷主部位「頭部」の 自転車事故ヘルメット着用別致死率

※致死率とは、死傷者数に占める死者数の割合のことです。



出典: 警察庁統計(令和2年~6年合計)



◀自転車への青切符の
導入などについて
(警察庁HP)



◀自転車の交通事故
防止などについて
(市HP)

[問い合わせ先] ▶市民生活相談課(☎621-5130 ☎621-5128)



発行: 德島市 ☎770-8571 德島市幸町2-5 ☎088-621-5111(代表)